

令和5年度 県域における地産地消運動の取組方向

1 地産地消を積極的に推進する仕組みづくり

啓発活動を強化するとともに、「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議構成団体や市町村などが実施する地産地消運動との連携により、県民運動としての展開を図ります。

(1) 地産地消推進組織の円滑な運営

「近いがうまい埼玉産」地産地消推進会議の円滑な運営や地域の地産地消推進組織への支援を通じ、「近いがうまい埼玉産」をキャッチフレーズに、「地産地消運動」を県民運動として推進します。

(2) 地産地消の普及啓発

本県の優れた農産物や地域農業への理解を促進するため、県民に広く地産地消を普及・啓発する各種イベントの開催を支援します。

特に、11月の地産地消月間には、彩の国食と農林業ドリームフェスタを開催（予定）するほか、「埼玉県地産地消ブランド農産物を味わう集い」をはじめ、多くの量販店や飲食店等に協力いただき、地産地消の普及啓発を行います。

(3) 県産農産物を知って買って食べる機会の創出

県産農産物をより多くの方に知って買っていただくため、量販店等でのPRや、「県産農産物サポート店」のPR、登録拡大を実施します。

また、地元住民や観光客が訪れる百貨店や量販店、直売所、県HP等を通じて、地域にある旬の特産農産物のPRなどを実施します。

(4) 県産農林産物情報の充実

埼玉農産物ポータルサイト「SAITAMAわっしょい！」の運営や公式Instagram「埼玉わっしょい」の活用により、県産農産物やイベントの情報等を広く紹介します。

2 安全で安心な県産農畜産物を安定的に生産する仕組みづくり

環境保全型農業を推進するほか、県独自の『S-GAP』の普及拡大に取り組みます。

(1) 環境保全型農業の推進

一定の要件を満たした環境保全型農業に取り組む農業者に対して直接支援を行います。また、消費者等へ環境保全型農業に対する理解促進を図ります。

(2) 安全で安心な農産物の確保対策の推進

県独自の農業規範『S-GAP』に基づき、生産現場における農薬の適正使用や有害微生物の混入防止、生産履歴の記帳徹底などの取組を拡大し、安全で安心な県産農産物の供給につなげます。

さらに、『S-GAP』の取組項目を全て実践している農場を『S-GAP実践農場』として評価するとともに、流通・加工業者等の実需者や消費者のS-GAP認知度を向上させ、S-GAPの取組を評価する気運醸成を図っていきます。

項 目	R4年度実績	R5年度目標
県がS-GAP実践農場として評価を行った経営体数	789経営体	1,220経営体

(埼玉県農林水産業振興基本計画)

(3) 県産農畜産物のトレーサビリティシステムの推進

消費者等の県農畜産物に対する信頼を確保するため、達成水準に生産履歴等の記録が含まれているS-GAPを生産者に普及し、生産履歴情報等を把握できる県産畜産物の供給拡大を推進します。

(4) ブランド農産物の生産・販路拡大

消費者から評価・選択される優れた特徴を持つブランド農産物の育成、埼玉ならではの農産物の創出、販路を確保した生産の拡大等を推進するとともに、ブランド化に取り組む産地の活動を支援します。

(5) 野菜産地の育成

実需者のニーズに対応できる生産規模、生産体制の整備やスマート機器を活用した労力負担軽減など、生産性の高い野菜産地づくりを支援します。

3 消費者などの要望に応えられる多様な流通ルートづくり

農産物直売所の充実・強化を図るとともに、消費者、実需者、量販店等と生産者や市場の連携による新たな地域内流通ルートの開拓を促進します。

(1) 農産物直売所の充実強化

地産地消の拠点である農産物直売所の充実強化を図り、徹底した地元の農産物の品揃えなどにより、多くの県産農産物が手軽に手に入れられる取組を進めます。

(2) 朝市・夕市の取組推進

県産農産物を消費者が身近に手に入れられる場として、県庁朝市をはじめ各地域で行われている朝市・夕市の取組支援と情報発信を行います。

(3) 多様な流通ルートの整備促進

県民が県産農産物を身近に利用できるよう、地産地消月間などの取組を通じて、量販店等における県産農産物コーナーの設置を推進し、県産農産物の利用促進を図ります。

項 目	R1年度実績	R2年度実績	R3年度実績(※)	R4年度実績	R5年度目標
県産農産物コーナー	563店舗	581店舗	新規26店舗	新規32店舗	新規25店舗

(埼玉県農林水産業振興基本計画)

※令和2年度までは、毎年の実績を単純に積み上げて合計した数値(要件を失った実績も含めて計上)を県産農産物コーナーにかかる目標としていたが、令和3年度からは、県産農産物コーナーを新たに追加した店舗数を目標値に設定することとした。

4 県産農林産物の利用拡大を進める仕組みづくり

生産者団体、販売・加工業者等との連携により量販店や外食・中食産業等における県産農林産物の取扱を拡大するとともに、県産農林産物のPRを充実します。

(1) 県産農産物情報の充実

「県産農産物情報相談窓口」を設置し、県民や量販店、外食産業、加工・製造業者といった食品関連業者からの相談に応えます。

また、情報媒体を活用し、県産農産物や地産地消情報を発信します。

(2) 県産農産物サポート店の登録拡大

県産農産物を積極的に取り扱っている小売店等を「県産農産物サポート店」として登録するなど、県民が手軽に県産農産物を購入できるための取組を進めます。

併せて、地産地消月間キャンペーンでのPRなどを通じて積極的に県産農産物サポート店の情報発信を行います。

(3) 県産農産物を活用した加工食品の拡大

県産農産物を主原料とした「埼玉県ふるさと認証食品」の認証の取組を推進し、加工食品でも県産農産物の利用拡大を図ります。

(4) 食品産業等における県産農産物の利用拡大

食品産業等と連携し、県産農産物を使った地産地消商品の開発を支援し、県産農産物の利用拡大を図ります。

(5) 付加価値を高める農業の6次産業化及び農商工連携の促進

多様な産業との連携促進や未利用農産物の活用により、県産農産物の魅力と潜在的な可能性を最大限に引き出す農業の6次産業化等を促進し、様々な農産物を活用した多彩な商品開発と販路拡大により農業収益の向上を図ります。

項 目	R3年度実績	R4年度実績	R5年度目標	R6年度目標	R7年度目標
新たに農業の6次産業化により開発された商品数（累計）	51品目	104品目	150品目	200品目	250品目

(埼玉農林水産業振興基本計画)

(6) 県産木材の利用促進

県産木材の普及啓発や安定的な供給体制の整備を進め、公共施設・公共事業や民間住宅等での県産木材の利用促進を図ります。

項 目	R1年度実績	R2年度実績	R3年度実績	R4年度目標 (実績集計中)	R5年度目標
県産木材を利用した公共施設数	1,059施設	1,114施設	1,174施設	1,240施設	1,300施設

(埼玉農林水産業振興基本計画)

5 食育による地域の食・農林業への理解促進

食育を推進するとともに、地場農産物を活用した給食や加工食品の拡大を通じて、地域の食や農林業への理解を促進します。

(1) 学校給食における地場農産物の利用拡大

埼玉県学校給食会や生産者団体と連携した支援活動を進め、学校給食における地場農産物の利用拡大を図ります。

(2) 食育を通じた県産農産物の消費拡大

地域の農林業や伝統的な食文化への理解の促進と県産農産物の消費拡大を目的として、市町村や民間団体が実施する食育の推進事業を支援します。

(3) 学校ファームを通じた農業への理解促進

各小中学校に設置されている学校ファームを通して、子供たちに食物の大切さや農業にかかわる人々への理解を深めます。

(4) 地域における食文化の継承

地域の伝統的な食文化の伝承活動により地元農産物の普及と農業・農村の振興を図り、ふるさとの味伝承士の活動を支援します。

農林水産省

[会見・報道・広報](#)[政策情報](#)[統計情報](#)[申請・お問い合わせ](#)[農林水産省について](#)

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 兵庫県兵庫美方地域及び埼玉県武蔵野地域が世界農業遺産に認定されました。

[プレスリリース](#)

兵庫県兵庫美方地域及び埼玉県武蔵野地域が世界農業遺産に認定されました。

[Tweet](#)[印刷](#)

令和5年7月6日
農林水産省

兵庫県兵庫美方地域及び埼玉県武蔵野地域の2地域が、新たに世界農業遺産に認定されました。

1.概要

令和元年10月に国連食糧農業機関（FAO）に世界農業遺産への認定申請を行った兵庫県兵庫美方地域及び令和3年10月に認定申請を行った埼玉県武蔵野地域については、審査が行われてきたところです。

このたび、FAOにより、新たに両地域が世界農業遺産に認定されました。これにより日本国内の世界農業遺産認定地域は15地域となりました。

各地域への取材については以下「3.地域への連絡先」にお問い合わせください。

2.世界農業遺産認定地域の概要

兵庫県兵庫美方（ひょうごみかた）地域

但馬牛（たじまうし）の子牛の生産地として、日本初の牛の血統登録「牛籍簿」を整備し、和牛改良の先駆けとなりました。放牧や棚田の畔草の給餌等により農村環境や生物多様性を保全する持続可能なシステムが継承されています。

埼玉県武蔵野（むさしの）地域

江戸時代の人口増加に伴い、屋敷地・畑地・平地林を含む細長い短冊形の地割によって開拓されました。平地林の落ち葉を使った伝統的な「落ち葉堆肥農法」により、栄養分が少ない土地を肥沃な畑地に変え、今日まで受け継がれています。

3.地域への連絡先

<兵庫県兵庫美方地域>

香美町役場農林水産課担当：福島、榎、陣在

電話：(0796)36-0846

<埼玉県武蔵野地域>

三芳町役場観光産業課担当：江田

電話：(049)258-0019

4.その他

兵庫県兵庫美方地域「人と牛が共生する美方地域の伝統的但馬牛飼育システム」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_3_201.html

埼玉県武蔵野地域「大都市近郊に今も息づく武蔵野の落ち葉堆肥農法」
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/giahs_3_101.html

「世界農業遺産」認定に係るFAOの現地調査を実施します
https://www.maff.go.jp/j/nousin/kantai/sekai_gentityousa.html

添付資料

[【※7月10日修正】世界農業遺産とは\(PDF：1,447KB\)](#)

お問合せ先

農村振興局農村政策部鳥獣対策・農村環境課農村環境対策室

担当者：石堂、嶋田

代表：03-3502-8111（内線5621）

ダイヤルイン：03-6744-0250